議会運営委員会

令和８年１月15日
委　員　会　室

１　開　会

２　協議事項

⑴　西脇市議会委員会条例の一部改正について

⑵　西脇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

⑶　その他

３　その他

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例

西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管）
第２条　議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
２　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr>
<tr><td>総務産業常任委員会</td><td>８人</td><td>市長公室、<u>まちづくり部</u>、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項</td></tr>
<tr><td>文教民生常任委員会</td><td>８人</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>予算常任委員会</td><td>15人</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管）
第２条　議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
２　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr>
<tr><td>総務産業常任委員会</td><td>８人</td><td>市長公室、<u>都市経営部</u>、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項</td></tr>
<tr><td>文教民生常任委員会</td><td>８人</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>予算常任委員会</td><td>15人</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

西脇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

西脇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年西脇市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
様式第１号（第９条関係） 開示請求書 （略） ３　本人確認等 ア　開示請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 イ　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 （略）	様式第１号（第９条関係） 開示請求書 （略） ３　本人確認等 ア　開示請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 イ　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 （略）
様式第10号（第19条関係） 訂正請求書 （略） １　訂正請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 ２　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 （略）	様式第10号（第19条関係） 訂正請求書 （略） １　訂正請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 ２　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 （略）
様式第16号（第24条関係） 利用停止請求書 （略）	様式第16号（第24条関係） 利用停止請求書 （略）

1　利用停止請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 2　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 （略）	1　利用停止請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 2　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　） ※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 （略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

令和８年度 議会報告会（案）

共通テーマ　議員定数・学校統廃合・公共交通について

「議会と語ろう会」　班割／自治会

班　割　（◎は班長）

				サポート班
１班	◎ 森脇久夫（文教）	寺北建樹（総務）	馬場智大（総務）	２班
２班	◎ 杉本佳隆（総務）	林　晴信（文教）	巽　　泰（文教）	３班
３班	◎ 吉井敏恭（文教）	高瀬弘行（総務）	長谷川智春（総務）	４班
４班	◎ 藤原哲也（文教）	浅田康子（総務）	藤原秀樹（文教）	５班
５班	◎ 高瀬　洋（総務）	岸本年裕（総務）	藤本留実（文教）	１班

自治会

１班	東本町	上戸田	高松町	黒田庄町津万井
２班	南旭町	小坂町	野村町２区	明楽寺町
３班	中本町	郷瀬町	野村町１区	黒田庄町喜多
４班	下戸田	富田町	比延町	黒田庄町大門
５班	上野	和布町	上比延町	落方町